

社協だより

社会福祉法人 えりも町社会福祉協議会
幌泉郡えりも町字本町206 えりも町役場庁舎1階
電話 2-2116 FAX 2-4636
ホームページURL <http://www.shakyo.or.jp/hp/150>

令和6年度 社協会費(普通会費、特別会費)のご案内

社協の活動は、皆さまからの会費で支えられています。

社会福祉協議会(社協)は、全国、都道府県、市区町村に設置された民間の福祉団体(社会福祉法人)で営利を目的としない団体です。

地域の誰もが安心して暮らすことのできる「福祉のまちづくり」を目指し、住民や関係機関等と連携しながら地域福祉を推進するために社協会費や赤い羽根共同募金の配分金などを活用して事業を行っています。

社協会費は、地域の福祉活動を推進する上で貴重な財源であるとともに、住民の皆さまに会費を納めて頂くことにより地域福祉活動に間接的に参加して頂くことにもつながります。

社協活動の趣旨にご賛同いただき、ぜひ、会員への加入にご協力をお願いいたします。



会員とは?

社協の目的や活動にご賛同いただき、えりも町の地域福祉の推進を財源的に支えてくださる方です。

なぜ、会費を納めるの?

社協の財源は主に行政からの補助金や事業収入等ですが、社協本来の地域福祉活動は、赤い羽根共同募金の助成金や寄付金、そして社協会費が主な財源です。特に社協会費は、住民の皆さまの参加や協力によって、地域福祉活動を進めるために最も重要な役割を果たしています。

会員になることで、地域福祉活動に間接的に参加していただく相互の支えあいの制度です。

会費の種類と納め方は?

社協会費納入については、自治会を通して各班長へ納入をお願いしております。

普通会費の他にも、特別会費も受付けしておりますので、ぜひご協力をお願いいたします。

会費制度に関するお問い合わせは、社協までご連絡ください。

区 分		金 額
普通会費	世 帯	1口 300円
特別会費	趣旨にご賛同くださる 個人・団体・事業所	1口 2,000円

令和6年度 予算

【収 入】

会費収入	754,000
寄附金収入	750,000
経常経費補助金収入	11,847,000
受託金収入	12,880,000
貸付事業収入	400,000
介護保険事業収入	21,471,000
障害福祉サービス等事業収入	513,000
その他の収入	2,838,000
前期末支払資金残高	9,430,000
合 計	60,883,000

【支 出】

(単位:円)

人件費支出	36,526,000
事業費支出	2,837,000
事務費支出	10,359,000
貸付事業支出	500,000
共同募金配分金事業費	577,000
その他の活動支出	6,384,000
予備費支出	3,700,000
合 計	60,883,000

介護用品リサイクル事業のご案内

新規事業!!
その1

えりも町社協は、国際的に進められている「SDGs」の取り組みとして、令和6年度より新規事業として「介護用品リサイクル事業」を開始します。

この事業は、家庭で使用しなくなったがまだ使用可能な介護用品（介護機器、紙おむつ等）の回収を行い、在宅で介護をされている方や町内の介護施設等へ介護用品を橋渡しを行う事業です。

SDGsとして地球上のゴミの量を削減するとともに、この事業を通じて、地域住民相互の共助を促進し、地域福祉の向上を図ります。また、介護用品を必要とする方へ譲り渡すことで介護負担の軽減を図ることを目的としています。

●ご利用のながれ

- ① 社会福祉協議会へ来所・電話等の方法で、介護用品を譲りたい旨をお知らせください。
※お電話頂ければ、職員が自宅までお伺いします。
- ② 担当者が介護用品の破損や汚れ等がないかを確認します。（破損等がある場合は受取りできません）
- ③ 譲り受けた介護用品は社協で保管し、在宅で介護されている方や町内の介護施設等へ橋渡しします。
※ 申出者に関する個人情報の公表は一切行いません。匿名希望も可能です。
※ 介護施設等においては、タオルやレジ袋の募集もしております。ご家庭にありましたら社協へお声がけください。

指定介護予防支援事業所の開設について

新規事業!!
その2

えりも町社協では、令和6年4月1日より指定介護予防支援事業所を開設することとなりました。

これまでえりも町社協居宅介護支援事業所として介護保険法による居宅介護支援事業を実施していましたが、令和6年度介護報酬改定により、居宅介護支援事業者も介護予防支援の指定を受けることが可能となり、当事業所も指定許可が下り、4月1日より介護予防支援事業を開始いたします。

新たな出発と心構え、地域住民に思いやりのある暖かで信頼される質の高いサービスを提供していきたいと考えておりますので、今後ともよろしく申し上げます。

- 開設日 令和6年4月1日より
- 事業所名 えりも町社協居宅介護支援事業所（事業所番号0173800293）
- 職員体制 管理者兼主任介護支援専門員 1名（指定居宅介護支援事業所と兼務）

～ 介護予防支援はどんなサービス？ ～

要介護認定で要支援1～2の認定を受けた方が自宅で安心して生活できるよう相談を伺います。介護保険サービスを適切に利用できるよう、担当ケアマネジャーがケアプランを作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行います。

～ 介護予防支援と居宅介護支援 何が違うの？ ～

介護予防支援 → 要支援1、要支援2の認定者
居宅介護支援 → 要介護1～5の認定者

要介護認定の区分により利用できるサービスが異なります。

～ 社協の行っている介護サービスは？ ～

- ①訪問介護、居宅介護（ホームヘルパー）
- ②居宅介護支援、介護予防支援（ケアマネジャー）
- ③人工透析患者等移送サービス
- ④移動支援サービス

～ 介護サービスを利用したいとき ～

まずは要介護認定を受けることが必要となります。地域包括支援センターが窓口となりますが、社協でも担当職員より介護保険制度をご説明させていただきます。ご遠慮なく、お声がけください。

<相談窓口> *えりも町社協居宅介護支援事業所
*えりも町社協ヘルパーセンター
電話（01466）2-2116

福祉のこと、介護のこと

お気軽にご相談ください！